

2

「JF共済(JF共水連)」の健全性・安定性は…

支払余力(ソルベンシー・マージン)比率

支払余力(ソルベンシー・マージン)比率は、経営の健全な水準を大きく超えています。

平成25年度のJF共済の支払余力(ソルベンシー・マージン)比率は705.0%となっています。これは、経営の健全な水準とされる200%を大きく超えており、十分な支払余力を確保しています。

※支払余力(ソルベンシー・マージン)比率とは

通常の予測を超えて発生する諸リスクに備えて、どのくらいの支払余力(ソルベンシー・マージン)があるかを判断するための、行政監督上の指標のひとつです。

なお、この比率は、JF共水連が生命共済と損害共済を兼営していることから、民間の生命保険会社や損害保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較することはできません。

| 項目 | 平成 24 年度末 | 平成 25 年度末 |
|--|------------|------------|
| 支払余力(ソルベンシー・マージン) 総額 (A) | 34,471 百万円 | 41,334 百万円 |
| リスクの合計額 (B) | 11,022 百万円 | 11,725 百万円 |
| 支払余力 (ソルベンシー・マージン) 比率 $\frac{(A)}{(B)} \times \frac{1}{2} \times 100$ | 625.4% | 705.0% |

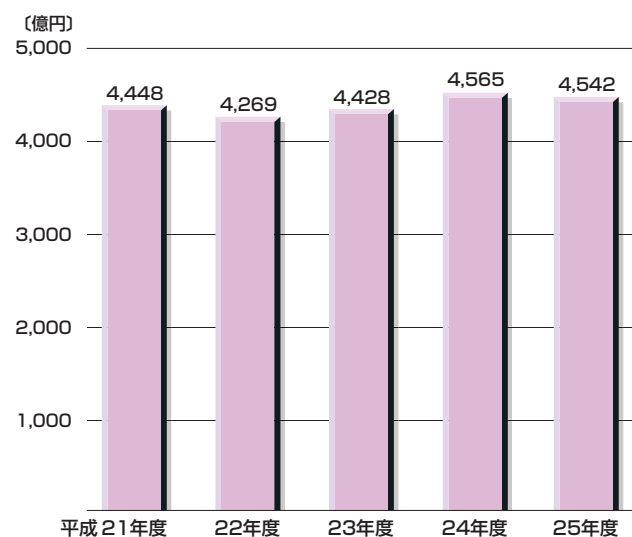
責任準備金の積立

責任準備金の堅実な積立を行っています。

JF共水連は、総資産の約93%を将来の共済金の支払いに必要な責任準備金として積み立てています。

また、異常災害などに備えるため、異常危険準備金を積み立てているほか、海外への再保険を行うなど、巨大災害リスクにも備えています。

責任準備金の推移



再保険の取り組み

大規模な自然災害に備えて、再保険を行っています。

共済団体や保険会社は、台風や地震のような広域にわたる大災害が発生すると巨額の共済金・保険金を支払うことが予想されるため、責任(リスク)の一部または全部を、国内外の他の保険会社等に再保険することがあります。

JF共水連では、大規模な自然災害が発生した場合でも経営の健全性が損なわれることのないように、主に海外の保険会社に再保険を行っています。東日本大震災でも、この再保険が大いに役立ちました。

再保険先の選定につきましては、これまでの再保険契約実績や第三者機関による信用力(格付け)等に関する情報を総合的に評価した上で、相手先および再保険金額を決定しています。

Column コラム

平成26年度JF共済全国推進・表彰大会を開催

JF共水連では、平成25年度および平成23年度を初年度とする3か年において、JF共済の加入推進に尽くしたJFの成果に対し表彰することを目的として、平成26年6月5日、帝国ホテル(東京都千代田区)にて「平成26年度JF共済全国推進・表彰大会」を開催しました。

大会には全国のJF関係者約300名が参集し、各優績組合の表彰やわが国の水産業の発展とJF共済事業の伸長を期した大会決議、日本漁業の現況をテーマにした特別講演などを行い、JF、推進本部、JF共水連が、それぞれの役割にそって共済事業量目標達成に向け精力的に取り組む決意を確認しました。



リスク管理の態勢

総合的なリスク管理態勢の整備・充実につとめています。

JF共水連では、組合員や利用者の皆様に信頼されるJF共済の健全な発展を目指して、事業全般にわたるリスクの管理強化につとめています。

とくに、事業運営上のリスクも多様化、高度化してきていることから、リスク管理は経営の重要課題であると位置づけて、総合的なリスク管理体制の確立に向けた取り組みをしています。

1. 統括的なリスク管理体制

各種リスクを統括的に管理する体制として「リスク管理委員会」を設置し、リスクの統括的な審議・検討を行い、重要な事項については理事会に報告することとしています。

また、この委員会のもとで各種リスクを管理する部署を設置し、リスクの適切な把握やコントロール、および調整をはかることによって統括的なリスク管理の充実をすすめています。

さらに、こうしたリスク管理状況を検査部署が検証し、必要な改善を指摘する体制としています。

2. 管理すべき5つのリスク

リスク管理にかかる方針として「リスク管理基本方針」を制定しており、この基本方針で管理すべき5つのリスクを定め、適切なリスク管理を行っています。

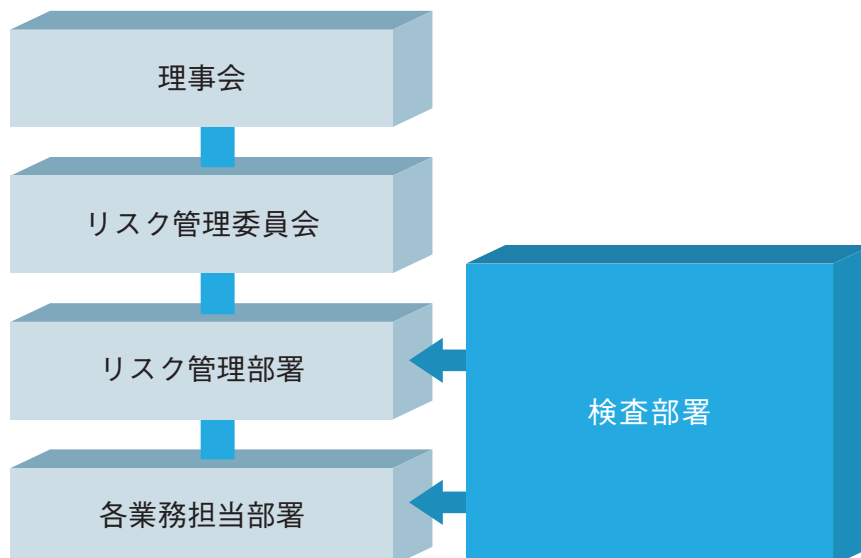
●共済引受リスク

経済情勢や共済事故の発生率などが共済掛金率設定時の予測と異なり、悪化することにより損失を被るリスクをいいます。

●資産運用リスク

資産運用などに係わる要因(金利リスクなど)か

リスク管理体制



ら、保有する資産の価値が目減りすることにより損失を被るリスクをいいます。

●流動性リスク

解約返戻金の一時的な増加や巨大災害での共済金の支払により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることなどにより損失を被るリスクをいいます。

●事務リスク

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正などを起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

●システムリスク

コンピュータシステムの停止または誤作動、システムの不備、不正に使用されることなどにより損失を被るリスクをいいます。

3. 各種リスクの管理

●共済引受リスクでは、厳正な引受審査や共済の制度内容、共済契約準備金の積み立て、再保険などの状況について適切な管理につとめています。

また、共済引受リスクは、資産運用リスクと密接に関係するため、責任準備金(負債)と責任準備金対応債券(債券)とのデュレーションが一致しているかなど、資産運用リスクと関連づけた管理を行っています。

●資産運用リスクでは、市場関連リスク(金利・

為替・有価証券相場などの変動によるリスク)などの計測・分析による適切な管理につとめています。

●流動性リスクでは、日々の資金繰りの状況を把握し、共済金などの確実な支払いを行えるための管理につとめています。

●事務リスクでは、事務処理における事故・不正などの発生を防止する適切なチェックが行われるようにつとめています。

●システムリスクでは、コンピュータのシステム事故に対する対策や契約情報の保護対策などにつとめています。

なお、検査部署による内部検査(本所各部署や各事務所・事業本部に対する検査)を実施し、内部管理の改善などに取り組んでいます。

4. 情報のセキュリティ

「情報セキュリティ方針」を定め、事業活動において取り扱う情報を適正に管理するための取り組みを確立しています。

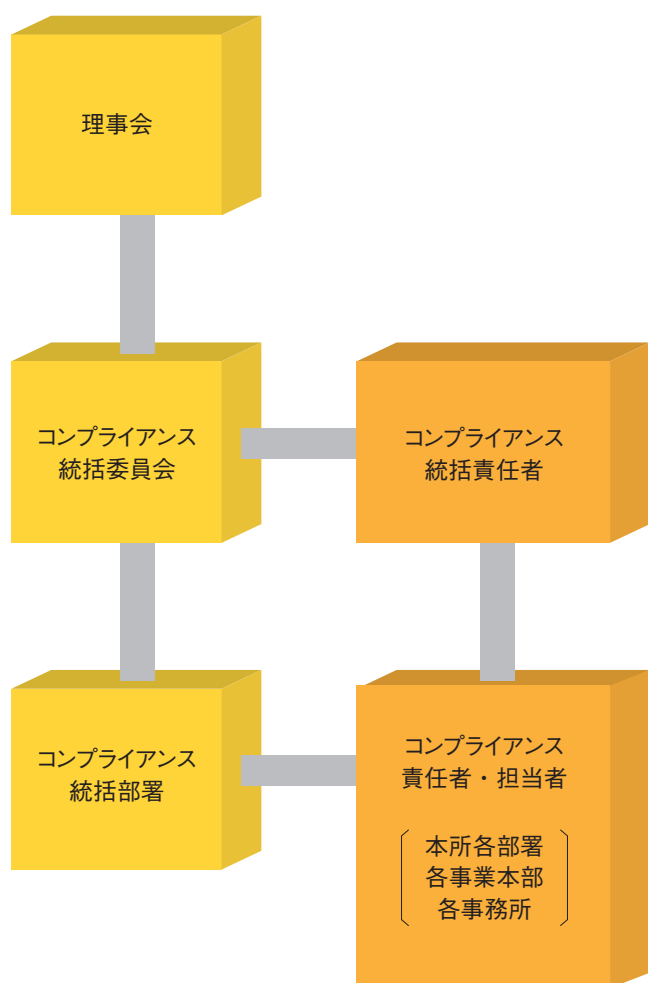
とくに、個人情報保護については、関係法令等の遵守をはじめ、目的の範囲内での利用、適正な取得、利用目的の公表・通知、個人データの管理、第三者への提供の制限、開示・訂正等、苦情対応教育・研修などの取り組みを明確にし、個人情報の適正な取り扱いにつとめています。

コンプライアンス(法令等遵守)の推進

コンプライアンス(法令等遵守)の推進に積極的に取り組んでいます。

JF共水連では、組合員や利用者の皆様に信頼されるJF共済の公正かつ健全な運営を目指して、役職員一人ひとりが法令遵守や社会規範にしたがった正しい行動を心がけることに組織を上げて取り組んでいます。

コンプライアンス体制図



1. コンプライアンスの推進体制

コンプライアンス態勢を推進していくための組織体制として「コンプライアンス統括委員会」を設置し、コンプライアンスを統括する部署が事務局となり、その運営を行なっています。

また、コンプライアンス統括責任者のもとに、本所各部署および各事務所・事業本部にコンプライアンス責任者と担当者を配置して、コンプライアンス問題や苦情・相談の対応につとめています。

2. コンプライアンス・マニュアル

各JFと共に「コンプライアンス・マニュアル」を作成して、全ての役職員にコンプライアンスが周知徹底されるようにつとめています。

同マニュアルには、JF共水連の組織をあげて取り組むべき5つの基本方針をはじめ、次のような事項を記載しています。

●基本方針

①基本的使命と社会的責任

共済事業実施機関としての社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてこれを果たしていくことで、会員・組合員等利用者からの揺るぎない信頼の確立を図る。

②質の高い共済サービスの提供

創意と工夫を活かした質の高い共済サービスの提供を通じて経済・社会の発展に貢献する。

③法令等の厳格な遵守

水産業協同組合法・定款をはじめとするあらゆる法令等を厳格に遵守し、社会規範にもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を

遂行する。

④反社会的勢力の排除

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、確固として対決する。

⑤透明性の高い組織風土の構築

経営情報の積極的かつ公正な開示、J F 共水連らしい活動等を通じて、会員・組合員等利用者はもとより広く社会とのコミュニケーションを図る等、透明性の高い組織風土を構築する。

●すべての役職員が遵守すべき行動規範

●業務活動において遵守すべき法律事項など

●その他、苦情対応や法務問題への対応など

また、推進活動において遵守すべき事項の詳細を記載した「共済推進コンプライアンス・ハンドブック」を作成しています。

3. コンプライアンス・プログラム

コンプライアンス推進を実践していくための計画として、毎年コンプライアンス・プログラムを作成しています。

理事会で承認された全体のプログラムにもとづき、本所各部署や各事務所・事業本部ごとにも同プログラムが作成され、その評価は「コンプライアンス統括委員会」を経て理事会に報告されます。

4. 研修

コンプライアンス推進のための研修を行っています。

役職員を対象として、階層別や本所各部署や各事務所・事業本部ごとの研修を実施し、役職員が研修を受けることによって、コンプライアンスにもとづく業務活動が実践されていくようにつとめています。

勧誘方針

J F および J F 共水連では共済制度(金融商品)の適正な推進活動につとめていくために、以下のような「勧誘方針」を定めています。

●金融商品販売法の趣旨に則り、共済の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまの立場にたった勧誘に心がけ、より一層の信頼をいただけるよう努めてまいります。

①組合員・利用者の皆さまの商品利用目的、知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。

②組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。

③不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。

④お約束のある場合を除き、組合員・利用者の皆さまにとって不都合と思われる時間帯での訪問・電話による勧誘は行いません。

⑤組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

(注)上記は J F 共水連の勧誘方針です。J F の勧誘方針は J F ごとに定めています。

個人情報保護方針

全国共済水産業協同組合連合会（ＪＦ共水連）は、組合員や利用者等の皆さまの個人情報が事業活動の基本となる重要な情報であると認識します。

このため、個人情報をその利用目的に従い、安全かつ適正に収集・保管・利用することは、ＪＦ共水連の当然の責務であり、組合員や利用者等の皆さまが安心してＪＦ共済をご利用いただけるよう、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関係法令等の遵守

ＪＦ共水連は、個人情報を取り扱う際に、「個人情報の保護に関する法律」をはじめ、個人情報保護に関する関係諸法令および主務大臣のガイドラインに定められた義務を誠実に遵守します。

2. 目的の範囲内での利用

ＪＦ共水連は、利用目的を可能な限り特定したうえで、あらかじめご本人の同意を得た場合等を除き、その利用目的の範囲内でのみ個人情報を取り扱います。

3. 適正な取得、利用目的の公表又は通知

ＪＦ共水連は、個人情報を取得する場合は、利用目的をご本人に明示し、ご本人の同意を得る等、適正な手段で取得するものとし、また、利用目的をあらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知または公表します。ただし、ご本人から、書面により直接取得する場合には、あらかじめ利用目的を明示します。

4. 個人データの管理

ＪＦ共水連は、取り扱う個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努め、また、安全管理のために必要・適切な措置を講じ、役職員等および委託先を監督します。

5. 第三者への提供の制限

ＪＦ共水連は、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データをＪＦ共水連およびご本人に係る組合以外の第三者に提供しません。

6. 開示・訂正等

ＪＦ共水連は、保有個人データにつき、ご本人から開示、訂正等の請求があった場合には、これに応じます。

7. 苦情対応

ＪＦ共水連は、個人情報につき、苦情相談窓口を設置し、連絡先（電話番号、メールアドレス等）等をホームページに掲載し、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組みます。

8. 教育・研修

ＪＦ共水連は、個人情報につき、役職員等に適正な情報管理を周知徹底させるため、計画的に教育・研修等を行います。

9. 個人情報保護への取組み

コンプライアンス・プログラムに具体的に掲載し、実践いたします。

10. 適正運営・改善

ＪＦ共水連は、個人情報が適正に取り扱われているかについて、定期的に内部検査を実施するなどにより、個人情報保護の継続的な改善に努めます。

(注)上記はＪＦ共水連の個人情報保護方針です。ＪＦの個人情報保護方針はＪＦごとに定めています。

利益相反管理方針の概要

本会は、組合員・利用者の皆さまとのお取引に伴い、組合員・利用者の皆さまの利益が不当に害されることのないよう、法令等に基づき適正に業務を遂行いたします。

1. 利益相反のおそれのある取引の特定・類型化

「利益相反のおそれのある取引」は次の二つの類型に整理しています。

- (1) 本会と組合員・利用者の皆さまとの間で利益が相反するもの
- (2) 組合員・利用者の皆さまと他の組合員・利用者の皆さまとの間で利益が相反するもの

2. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

本会では、利益相反を適切に管理するため、利益相反のおそれのある取引を以下の方法により特定いたします。

- (1) 各部署は取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認し、該当すると判断した場合は、その取引をおこなわないことを基本とし、利益相反管理統括部署に報告する。このとき、各部署で判断しかねる場合は利益相反管理統括部署に相談する。
- (2) 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ(必要に応じて関係部署と協議)、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行う。

3. 利益相反のおそれのある取引の管理方法

1. によりあらかじめ特定・類型化した利益相反のおそれのある取引(以下「対象取引」という。)について、次の各号に定める管理方法を適宜組み合わせることにより管理を行います。

- (1) 対象取引を行う部門と組合員・利用者の皆さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または組合員・利用者の皆さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、組合員・利用者の皆さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、組合員・利用者の皆さまに適切に開示する方法(本会が負う守秘義務に違反しない場合に限る。)
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

4. 利益相反管理体制の整備

本会は、適正な利益相反管理の遂行のため、利益相反管理統括部署を定め、本会全体の管理体制を統括します。また、これらの管理体制を定期的に検証するとともに、役職員に対して研修を実施し利益相反の防止に努めます。

(注)上記は J F 共水連の利益相反管理方針の概要です。J F の利益相反管理方針は J F ごとに定めています。